

2021年9月

事業者 殿

(登録教習機関) 登録 No. 271  
(一社) 埼玉労働基準協会連合会

## (行田会場) 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習開催のご案内

労働安全衛生法第14条により、特定化学物質または四アルキル鉛を製造し、又は取り扱う作業については、作業主任者を選任し、その者に特定化学物質障害、四アルキル鉛中毒の予防のための作業方法の決定、労働者の指揮等の職務を行わなければならないことになっております。

当連合会は、埼玉労働局長登録教習機関として各種資格取得講習を実施しており、地区協会の協力のもとに下記のとおり実施いたしますので、受講方ご案内申し上げます。

### 記

- 1 日 時 12月 9日(木) 学科 9:00~16:40  
12月10日(金) 学科・試験 9:00~17:45
  - 2 講習会場 行田市商工センター ホール (行田市忍2-1-8)  
※駐車スペースに限りがあるため、産業文化会館もご利用下さい。
  - 3 講習人員 80名 ※定員に達し次第、締切りとさせていただきます。
  - 4 受講資格 満18才以上
  - 5 講習費用 15,180円 内訳:受講料13,200円(消費税含む)、テキスト代1,980円(消費税含む)  
※納入いただいた講習費用はお返しいたしません。
  - 6 講習科目 ①特定化学物質および四アルキル鉛等による障害とその予防措置  
②作業環境の改善方法 ③保護具 ④関係法令
  - 7 申込方法 ①まず、ファックスで申込書を送付下さい(写真不要)。  
FAX:048-553-5311  
②その後、申込書原本を送付いただくとともに、受講料をお振り込み下さい。  
なお、申込書原本を送付の際、個人申込みの方は、本人確認のため、氏名・生年月日・住所がわかる自動車運転免許証・健康保険証などの公的書類の写しを添付下さい。  
③申込書送付にあたっては ①受講申込書、②写真1枚(縦3.0cm×横2.5cm、6カ月以内撮影、正面無帽、無背景、裏面に氏名記入、デジタル写真の場合は写真専用紙を使用し、受講申込書に貼付)、③返信用封筒(宛先明記、84円切手を貼付)を同封の上ご送付ください。受付後、受講票を送付いたします。  
※振込は、下記の口座へお願い致します。  
振込先:埼玉りそな銀行 行田支店 普通 0034902  
名 義:一般社団法人 行田地区労働基準協会  
(注)持参申込での受付は致しませんのでご留意下さい。
- ◎申 込 先 (一社) 行田地区労働基準協会 TEL:048-553-5300 FAX:048-553-5311  
〒361-0077 行田市忍2-1-8 (行田市商工センター内)
- 8 修了証 (1) 全科目を受講しかつ所定の修了試験合格者には、修了証を交付します。  
(2) 未修了者(欠席、遅刻、早退等)は不合格とします。
  - 9 その他 (1) テキストは講習当日にお渡しいたします。  
(2) 代理の出席は認めません。  
(3) 申し込みのキャンセルおよび別日時への変更はできません。

**※受講申込書は10月5日(火)に掲載いたします。**